

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------|---|
| 担当課 | 母子保健課 |
| 委託業務名 | 大津市多胎児家庭育児支援事業 |
| 委託業務場所 | 自宅 |
| 概要 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業として実施する。 |
| 契約期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 契約年月日 | 令和7年4月1日 |
| 契約金額 | 派遣1時間につき3,300円（1回のサービスにつき30分未満の端数があるときは、これを30分とする。） |
| 契約の相手方 | 〔所在地〕大津市浜大津四丁目1番1号 〔名称〕（福）大津市社会福祉事業団 |
| 契約相手方の選定理由 | 当該事業は指定居宅サービス事業者等に委託し、利用者の家庭にホームヘルパー等を派遣するものであり、利用者の希望に応じて市内全域にホームヘルパー等を派遣できる体制を整えておく必要があるため、当該事業が実施可能な事業者を広く募集することとしている。 業者選定にあたっては、当該事業の実施希望事業者を市ホームページ等により募集し、令和7年度委託事業者として登録申出のあった事業者のうち、業務実施が可能と認められる事業者を選定するもの。 |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 ②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 |

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。